このため、観光圏の形成を図ろうとする地域において、観光地間の連携、地域の幅広い産業間の連携及び国・地方公共団体と民間主体間の連携という三つの連携を促進することで、観光圏整備事業の着実な実施を図り、観光旅客の来訪及び滞在の促進という具体的な目に見える成果を挙げることによって、地域の活性化を図ることが、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号。以下「法」という。）に基づく今般の施策の目標である。

二　観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

1　観光圏整備計画の記載事項に関する留意事項

(1)　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光圏を整備するに当たっては、滞在交流型観光の振興を図るため、関係者が連携し、地域に息づく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進し、国内外からの観光旅客が二泊三日以上滞在することが可能な、海外の観光地と比較しても十分な魅力を有する国際競争力の高い魅力ある観光地を形成することが期待される。

また、我が国を来訪する外国人観光旅客の増加の効果を全国津々浦々に届けるためには、地域間が広域的に連携することにより広域周遊観光を促進し、外国人観光旅客の全国各地域への来訪及び滞在をより一層促進することが必要となっており、観光圏は、広域周遊観光促進の取組において、宿泊機能を有し、かつ、外国人観光旅客が周辺の観光地へ訪問、滞在する際の拠点となる中核的な観光地としての役割を果たすことが期待される。このため、観光圏の整備は、広域的な観光地域づくりに関する基本的な方針と整合した形で実施されることが望ましい。

このため、観光圏の形成を図ろうとする地域において、観光地間の連携、地域の幅広い産業間の連携及び国・地方公共団体と民間主体間の連携という三つの連携を促進することで、観光圏整備事業の着実な実施を図り、観光旅客の来訪及び滞在の促進という具体的な目に見える成果を挙げることによって、地域の活性化を図ることが、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号。以下「法」という。）に基づく今般の施策の目標である。

二　観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

1　観光圏整備計画の記載事項に関する留意事項

(1)　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

以上の点を勘案し、観光圏整備計画を作成しようとする地域における観光旅客の来訪及び滞在の現状及び課題を踏まえ、観光圏としての基本的な取組、課題解決の方向性等の基本方針を明確にすることが期待される。

その際、地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、他の競合する地域と比較・分析し、観光旅客が他地域と明確に区別できる特徴を明らかにすること。

(2)　（略）

(3)　滞在促進地区の区域

観光圏の区域内において、特に宿泊地としての魅力向上に重点的に取り組み、観光旅客の滞在を促進する地域の地理的範囲を具体的に定めるものとする。観光圏の滞在の拠点として、観光旅客の滞在の促進を図る地域として合理的な範囲であり、かつ、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）に基づく登録ホテルその他の宿泊施設が複数集積していることが必要である。この場合において、一つの観光圏の区域内に複数の滞在促進地区が所在することは差し支えないが、その際、観光圏整備事業の効果的な実施の観点から、観光旅客の具体的な動線、ニーズ等を勘案して、主たる滞在促進地区を明らかにするものとする。

(4)　観光圏整備計画の目標

観光圏としての核となる地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、地域が目指すべき方向性を明確にすることが期待される。

その上で、例えば、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、リピーター率、旅行者満足度の増

観光圏整備計画を作成しようとする地域における観光旅客の来訪及び滞在の現状及び課題を踏まえ、観光圏としての基本的な取組、課題解決の方向性等の基本方針を明確にすることが期待される。

その際、地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、他の競合する地域と比較・分析し、観光旅客が他地域と明確に区別できる特徴を明らかにすること。

(2)　（略）

(3)　滞在促進地区の区域

観光圏内において、特に宿泊地としての魅力向上に重点的に取り組み、観光旅客の滞在を促進する地域の地理的範囲を具体的に定めるものとする。観光旅客の滞在の拠点として、観光旅客の滞在の促進を図る地域として合理的な範囲であり、かつ、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）に基づく登録ホテルその他の宿泊施設が複数集積していることが必要である。この場合において、一つの観光圏内に複数の滞在促進地区が所在することは差し支えないが、その際、観光圏整備事業の効果的な実施の観点から、観光旅客の具体的な動線、ニーズ等を勘案して、主たる滞在促進地区を明らかにするものとする。

(4)　観光圏整備計画の目標

観光圏としての核となる地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、地域が目指すべき方向性を明確にすることが期待される。

その上で、例えば、主たる滞在促進地区における宿泊観光客の宿泊数、リピーター率、旅行者満足度の増加等の観光圏整備事業の効果を適切に評価す